

第22期第3回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年9月13日(月) 14:00～

2 場 所 豊前海水産会館
京都郡苅田町磯浜町1-2-6
電話 093-434-1704

3 議 題

(1) 第22期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会の結果について
(報告)

資料1

(2) 小型機船底びき網(手繰第三種けた網)漁業許可について(協議)

資料2

(3) 第42回瀬戸内海広域漁業調整委員会について(報告)

資料3

(4) その他

第22期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会

日 時 : 令和3年8月2日(月) 午後2時00分から

場 所 : 山口県庁10F 旧審議監室

(山口県山口市滝町1番1号)

※出席者の一部は会場に参集せずウェブ上で会議に出席

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

第1号議案 会長の互選について

第2号議案 副会長の互選について

第3号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰三種漁業の操業始期
について

第4号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰三種漁業とぶぐ延な
わ漁業の操業調整に関する委員会指示について

第5号議案 周防灘三県漁業協定書及び付属する覚書・協定書等の更新に
ついて

4 その他

5 閉 会

第22期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会 出席者名簿

○漁業調整委員

所 属	職 名	氏 名	備 考
周防灘三県連合海区 漁業調整委員会	委 員	河 野 直 行 田 中 友 之 竹 本 信 正 渡 壁 勝 則 河 内 山 満 政	山口県瀬戸内海海区
		江 口 猛 高 松 三 男 中 嶋 明 森 林 保 治 近 藤 勝 利	福岡県豊前海区
		本 庄 新 藤 本 昭 阿 部 貴 渡 邊 英 齋 藤 信 齋 藤 敏 齋 藤 二	大分海区 (瀬戸内海広域)
瀬戸内海広域 漁業調整委員会	委 員	瀧 口 克 己	福岡県豊前海区

○水産庁・県・海区漁業調整委員会事務局

所 属	職 名	氏 名
水産庁瀬戸内海漁業調整事務所	所 長 調整課長 調整係員	岩本 泰明 土方 教義 片山 誓花
山口県農林水産部水産振興課 山口県農林水産部山口農林水産事務所水産部	主 査 主 任	土井 健一 柏村 直宏
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	書 記 書 記	松永 善文 藤濱 朋哉
福岡県農林水産部水産局漁業管理課	漁業調整係長 主任技師	上田 拓 野副 滉
福岡県豊前海区漁業調整委員会事務局	事務局長 技術主査 主任主事	秋元 聡 吉田 幹英 山田 菜美子
大分県農林水産部漁業管理課 (大分海区漁業調整委員会事務局)	参事(事務局長) 主幹(事務局次長) 主任(主任)	大塚 猛 大石 隆史 大竹 周作

第22期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会

議 案 書

日 時 : 令和3年8月2日(月)午後2時00分から
場 所 : 山口県庁10階 旧審議監室
(山口県山口市滝町1番1号)

※出席者の一部は会場に参集せずウェブ上で会議に出席

第1号議案 会長の互選について

【周防灘三県連合海区漁業調整委員会事務規程】

第5条 委員会に会長1名、副会長2名を置く。会長、副会長は委員のなかから互選する。ただし、委員が会長、副会長を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえ選任する。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3～4 略

第2号議案 副会長の互選について

【周防灘三県連合海区漁業調整委員会事務規程】

第5条 委員会に会長1名、副会長2名を置く。会長、副会長は委員のなかから互選する。ただし、委員が会長、副会長を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえ選任する。

2 略

3 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

4 略

第3号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の 操業始期について（案）

共通海域においては「11月10日」からとする。

専管海域においては、大分県が「10月8日」、福岡県が「11月8日」、山口県が「11月10日」からとする。

第4号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業と
ふぐ延なわ漁業の操業調整に関する委員会指示について
(案)

3 三県連漁調指示第1号

周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐ延なわ漁業との円滑な操業調整を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

令和3年 月 日

周防灘三県連合海区漁業調整委員会
会 長 ○ ○ ○ ○

記

周防灘における山口・福岡・大分三県間の小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（令和元年9月19日、山口・福岡・大分三県知事間で締結された協定）に基づく共通海域のうち、次に掲げる適用海域内における小型機船底びき網手繰第三種漁業（共同漁業権に基づく手繰第三種漁業を含む。以下同じ。）とふぐ延なわ漁業の操業について次のように定める。

1 適用海域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ5直線によって囲まれた区域

点の位置

イ 旧周防灘航路第2号灯浮標（世界測地系：北緯33度49分22秒、東経131度23分39秒）

ロ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）

ハ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）と山口県周南市大津島五ツ島を結んだ線と、次のニの点と、大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市室積村杵崎西端を結んだ線と山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端を結んだ線との交点を結んだ線との交点

ニ 山口県防府市タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音崎突端を結んだ線と、山口県防府市竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端を結んだ線との交点

ホ ニの点と山口県宇部市丸尾崎東端と大分県宇佐市長州漁港導流堤灯台を結んだ線と山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村三ツ石鼻西端を結んだ線との交点を結んだ線と、

山口県防府市佐波島頂上とイの点を結んだ線との交点

2 漁業種類及び期間

11月 日から11月30日までの間、上記適用海域内における操業は次のとおりとする。

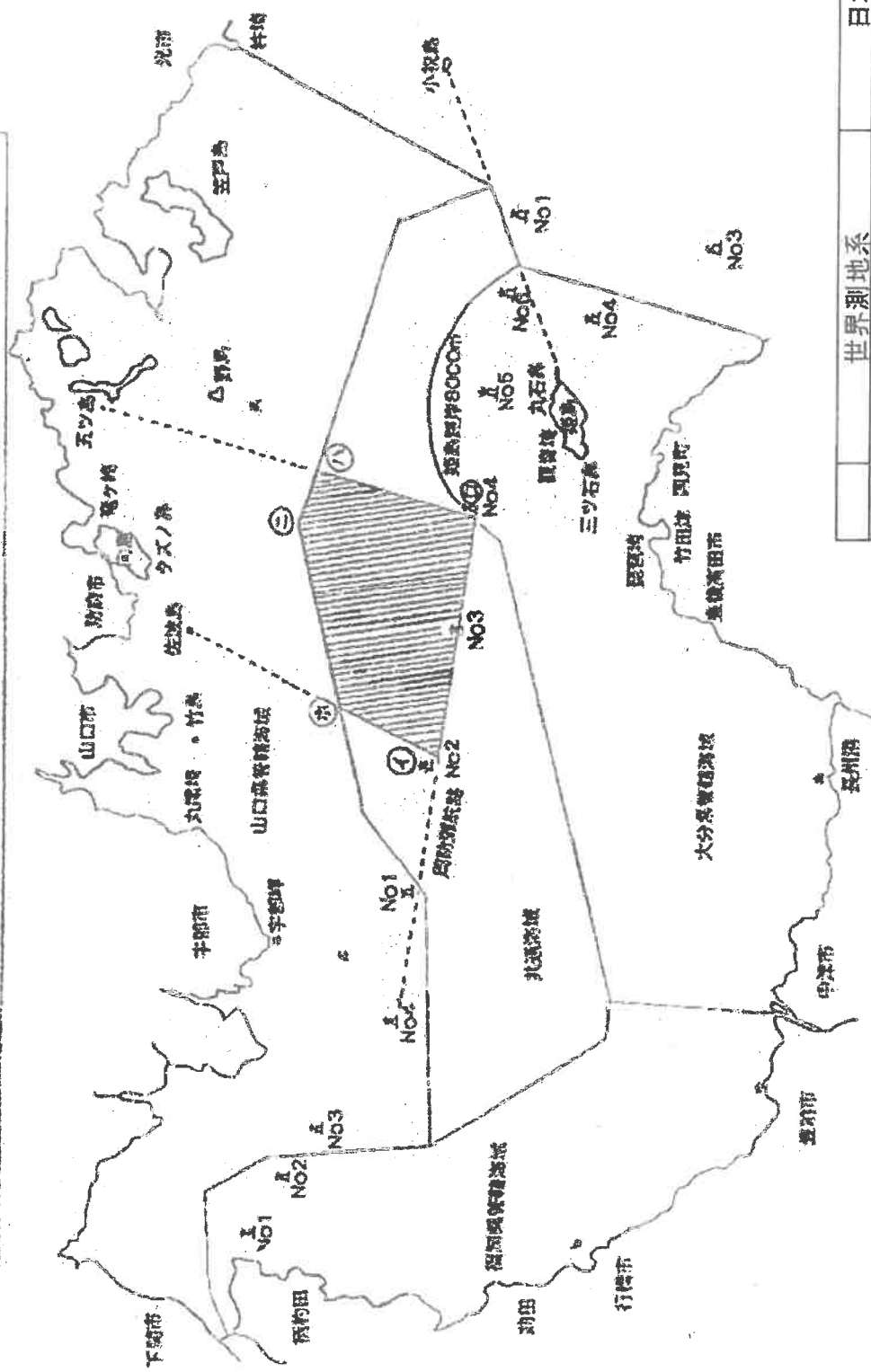
イ 小型機船底びき網手繰第三種漁業にあつては、毎日午前6時30分から午前11時30分までの間は操業してはならない。ただし、日曜日についてはこの限りでない。

ロ ふぐ延なわ漁業にあつては、毎日午前11時31分から午後7時00分までの間は操業してはならない。

3 指示の期間

令和3年11月 日から令和3年11月30日まで

周防灘共通海域における小型機船底びき期手線第3種漁業とふぐ延縄漁業の操業調整海域参考図



	世界測地系	日本測地系
イ	N33-49-22	E131-23-39
ロ	N33-47-18	E131-35-27
ハ	N33-53-22	E131-38-05
ニ	N33-54-06	E131-35-31
ホ	N33-52-54	E131-26-31
		N33-49-10
		E131-23-48
		N33-47-06
		E131-35-36
		N33-53-10
		E131-38-14
		N33-53-54
		E131-35-40
		N33-52-42
		E131-26-39

第5号議案 周防灘三県漁業協定書及び付属する覚書・協定書等の更新に
ついて

協 定 書 (案)

周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の秩序を確立し、もって円滑な操業を確保するため、山口県知事（以下「甲」という。）、福岡県知事（以下「乙」という。）及び大分県知事（以下「丙」という。）とは、次の条項により協定した。

(趣 旨)

第1条 甲、乙及び丙は、周防灘におけるそれぞれの県の境界について一致した認定をすることが困難であり、また早急に認定することも望めないため、山口県、福岡県及び大分県の3県間で漁業調整上最も紛争の多い小型機船底びき網漁業について協定を結びその円滑な操業を図ろうとするものである。

(基 点)

第2条 この協定に定める海域を表示するための基点（以下「基点」という。）は、別表のとおりとする。

(適用海域)

第3条 この協定の適用される海域は、基点アとイを結ぶ線、基点ニ、ナ、ス及びセを順次に結ぶ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（以下「適用海域」という。）とする。

(区域の表示)

第4条 適用海域における区域の表示は、次のとおりとする。

- (1) 基点ア、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びセを順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 甲の管轄海域
- (2) 基点イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ソ、タ及びチを順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 乙の管轄海域
- (3) 基点チ、タ、ツ、テ及びトを順次に結ぶ線と基点トとナの間における大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と基点ナとニを結ぶ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 丙の管轄海域
- (4) 基点ト、テ、ツ、タ、ソ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びナを順次に結ぶ線と基点ナとトの間における大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線によって囲まれた海域 共通海域

(許可の操業区域)

第5条 甲及び乙は、丙が小型機船底びき網漁業の許可をする場合は、丙の管轄海域及び共通海域を大分県漁業者に対する操業区域とすることについて了解するものとする。

2 甲及び丙は、乙が小型機船底びき網漁業の許可をする場合は、乙の管轄海域及び共通

海域を福岡県漁業者に対する操業区域とすることについて了解するものとする。

- 3 乙及び丙は、甲が小型機船底びき網漁業の許可をする場合は、甲の管轄海域及び共通海域を山口県漁業者に対する操業区域とすることについて了解するものとする。

(入 漁)

第6条 山口県、福岡県及び大分県の小型機船底びき網漁業者は他の県の知事の管轄海域で操業する場合は、当該県の知事の許可を受けるものとする。

- 2 前項の甲、乙及び丙の管轄海域への相互入漁については、この協定と同時に別に定める。

(共通海域における規制)

第7条 共通海域における小型機船底びき網漁業の操業に関する規制については、甲、乙及び丙が周防灘3県連合海区漁業調整委員会と協議の上、別に定めるものとする。

(漁業権漁業の保護)

第8条 共通海域における漁業権漁業の保護のため、基点ク、ケ、コ、サ、ヌ、ネ、ツ、タ、ソ及びクを順次に結ぶ線によって囲まれた区域においては、毎年3月19日午前7時から5月31日午前7時までの間、小型機船底びき網漁業の操業を禁止するものとする。

- 2 乙及び丙は、甲が前項の区域のうち、基点ク、ケ、コ、サ、ヌ及びクを順次に結ぶ線によって囲まれた区域において、区域を限って前項の期間より短い期間を定めることについて了解するものとする。
- 3 甲は、前項の区域及び期間を定めたときは、すみやかに乙及び丙に通報するものとする。

(漁業取締り)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定締結の精神にのっとり、自県船の違反防止に努めるものとする。

- 2 適用海域における漁業取締りについては、甲、乙及び丙は、協議の上、別に定めるものとする。
- 3 共通海域における漁業関係法令の違反に対する行政処分については、甲、乙及び丙が、協議して別に定める基準により行うものとする。

(関係漁業者に対する指導)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定の実効を期するため、協定の内容について自県の関係漁業者に周知徹底を図るとともに必要な指導を行うものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、令和4年4月1日から効力を生じ、有効期間は2年とする。

(その他)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定の実施について、すみやかに必要な措置を講ずるものとする。

2 この協定に定めるもののほか、小型機船底びき網漁業と関連のある漁業等については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

3 この協定の条文の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定の内容を変更する必要が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び立会人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山口県知事 村 岡 嗣 政

乙 福岡県知事 服 部 誠太郎

丙 大分県知事 広 瀬 勝 貞

立会人 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長

岩 本 泰 明

別表

基点は、次のとおりとする。

- ア 山口県下関市火ノ山下潮流信号所
- イ 福岡県北九州市門司区門司埼灯台
- ウ アの点とイの点とを結ぶ線の中央点
- エ 山口県下関市長府宮崎町串崎東端から真方位173度1, 530メートルの点（福岡県北九州市門司区部埼灯台から真方位310度28分2, 975メートルの点～昭和42年3月13日当協定締結時における福岡県北九州市門司区丸山鼻と山口県下関市長府宮崎町串崎東端とを結ぶ線の中央点）
- オ 福岡県北九州市門司区部埼灯台と山口県下関市満珠島灯台とを結ぶ線の中央点
- カ 福岡県北九州市門司区部埼灯台と山口県山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒）とを結ぶ線の中央点
- キ 福岡県北九州市門司区網の鼻突端と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点
- ク 福岡県行橋市葦島頂上と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点
- ケ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端とチの点とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線との交点
- コ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村姫島三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点
- サ 山口県防府市向島タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音埼突端とを結ぶ線と、山口県防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線との交点
- シ 大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市大字室積村杵崎西端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点
- ス 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市大字室積村杵崎西端と大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡とを結ぶ線との交点
- セ 山口県光市大字室積村杵崎西端
- ソ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と福岡県豊前市宇島港西3号防波堤灯台とを結ぶ線と、福岡県行橋市葦島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点
- タ チの点から真方位6度15分の線と、福岡県行橋市葦島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点
- チ 大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点
- ツ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市高田港導

- 流堤灯台とを結ぶ線との交点
- テ 大分県国東市国見町伊美権現崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結ぶ線と、大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台と山口県防府市野島南端とを結ぶ線との交点
- ト 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、ツの点とテの点とを結ぶ線の延長線との交点
- ナ 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点
- ニ 大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡
- ヌ 山口県宇部市旧宇部港赤灯台（世界測地系：北緯33度56分12秒、東経131度13分57秒）とチの点とを結ぶ線の中央点
- ネ チの点から真方位6度15分の線上チの点から17,000メートルの点

漁業取締りに関する覚書(案)

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県（以下「3県」という。）の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第9条第2項の定めに基づき、山口県知事、福岡県知事及び大分県知事は、次のとおり覚書を交換した。

- 1 管轄海域における漁業取締りについては、当該管轄県がこれを行うものとする。
- 2 共通海域における漁業取締りについては、次の各号のとおりとする。

なお、3県が従来行ってきた取締権限の範囲については、周防灘3県協定の締結により変更を生じないものとする。

 - (1) 法律及び省令違反（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）については、違反者の所属都道府県を問わず、3県いずれの県も取締りを行うものとする。ただし、漁業法（以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第44条違反及び法第47条違反については、当該違反者の属する県が取締りを行うものとする。
 - (2) 法第131条第1項違反については、停泊等の命令を発出した県及び違反者の属する県が取締りを行うものとする。
 - (3) 3県の海区漁業調整委員会指示及び周防灘三県連合海区漁業調整委員会指示に係る法第120条第11項違反については、知事の命令を出した県が取締りを行うものとする。
 - (4) 各県漁業調整規則違反については、各県は違反者が自県内及び3県以外に属するものに限り取締りを行うものとし、この場合においては、違反現認した県の漁業調整規則を適用するものとする。ただし、3県以外に属するものに対して3県のいずれかの県が当該違反に係る漁業に関して許可証等の発給を行っている場合は、その県が自県の漁業調整規則を適用し処理するものとする。
 - (5) 前2号の規定により、自らが取り締ることができない違反を現認したときは、取締権限を有する他の2県又は水産庁その他の取締機関に、事件引継又は通報するものとする。
- 3 周防灘三県連合海区漁業調整委員会指示に従わない者に対する法第120条第11項による知事の命令については、各々の知事が行うものとする。ただし、命令の内容は同一のものとする。
- 4 3県は、共通海域における漁業取締りの実効を期すために必要があると認めるときは、水産庁と協議の上、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 この覚書は、周防灘3県協定の効力が生ずる令和4年4月1日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。

令和 年 月 日

山口県知事 村岡 嗣政

福岡県知事 服部 誠太郎

大分県知事 広瀬 勝貞

立会人 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長 岩本 泰明

行政処分に関する覚書(案)

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県（以下「3県」という。）の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第9条第3項の定めに基づき、山口県知事、福岡県知事及び大分県知事は、次のとおり覚書を交換した。

- 1 周防灘3県協定第9条第3項の定めによる基準は、3県は一致するように努力する。
- 2 行政処分の実施は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 3県内に属する者の違反に係る行政処分については、当該違反者の属する県が行う。
 - (2) 3県内に属さない者の違反に係る行政処分については、検挙した県が行う。
 - (3) 3県以外の取締機関が3県内に属さない者を検挙したものについては、3県が協議した上で行政処分を行う県を決定するものとする。

令和 年 月 日

山口県知事 村岡 嗣政

福岡県知事 服部 誠太郎

大分県知事 広瀬 勝貞

立会人 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長 岩本 泰明

たいらぎ漕漁業の許可に関する覚書（案）

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第12条第2項の定めに基づき、山口県知事、福岡県知事及び大分県知事は、たいらぎ漕漁業の取扱いについて、次のとおり覚書を交換した。

1 大分県知事が許可するたいらぎ漕漁業については、次に定めるところによるものとする。

(1) 操業区域

次のイ、ロ、ハ、ニの4点を順次に結ぶ3線、ニ、ホの間における大分県東国東郡姫島村姫島（以下「姫島」という。）の周辺最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線及びホ、ヘ、トの3点を順次に結ぶ2線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

イ 大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点

ロ イの点から真方位6度15分の線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点

ハ 周防灘航路第3号灯浮標

ニ 姫島の周辺最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、ハの点と旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）とを結ぶ線との交点

ホ 姫島の周辺最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点

ヘ ホの点と伊予灘西航路第3号灯浮標とを結ぶ線と、姫島三ツ石鼻から伊予灘西航路第4号灯浮標を見通した線との交点

ト 大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡

(2) 操業期間

2月1日から7月10日まで及び8月20日から9月30日までとする。

(3) 許可隻数

550隻以内とする。

(4) 許可条件

イ 貝殻は、持ち帰らなければならない。

ロ 日没から日出までは、操業してはならない。

2 この覚書の有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。

令和 年 月 日

甲 山口県知事 村岡 嗣政

乙 福岡県知事 服部 誠太郎

丙 大分県知事 広瀬 勝貞

立会人 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長

岩本 泰明

入 漁 協 定 書 (案)

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第6条第2項の定めに基づき、山口県知事（以下「甲」という。）と大分県知事（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定した。

（入漁隻数及び区域）

- 第1条 甲は、大分県漁業者から甲の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、120隻を限度に許可するものとし、操業区域は、山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端と大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点とを結ぶ線と、山口県防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線との間における甲の管轄海域とする。
- 2 乙は、山口県漁業者から乙の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、120隻を限度に許可するものとし、操業区域は、大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点から真方位6度15分の線と大分県豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度（磁針方位）の線との間における乙の管轄海域とする。
- 3 甲及び乙は、前2項に定める入漁の許可をするときは、自県船に対する許可とくらべ不利益な規制等は加えないものとする。

（入漁者の選定基準）

- 第2条 甲及び乙は、入漁の許可を受けている大分県又は山口県の漁業者が自己の管轄海域において小型機船底びき網手繰第2種漁業につき違反を行ったときは、当該漁業者に対し当該漁期中その入漁を停止するものとする。
- 2 甲及び乙は、入漁の許可を受けていない者が、甲又は乙の管轄海域において小型機船底びき網漁業の操業を行ったときは、当該漁業者に対し、以降の入漁の許可をしないことがある。
- 3 甲及び乙は、共通海域において小型機船底びき網手繰第3種漁業の違反を行った者に対し、甲、乙協議の上、自己の管轄海域への入漁を停止し、又は入漁の許可をしないことができるものとする。

（協定の有効期間）

- 第3条 この協定は、周防灘3県協定の効力が生ずる令和4年4月1日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。

令和 年 月 日

甲 山口県知事 村岡 嗣政

乙 大分県知事 広瀬 勝貞

入 漁 協 定 書 (案)

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第6条第2項の定めに基づき、山口県知事（以下「甲」という。）と福岡県知事（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定した。

（入漁隻数）

- 第1条 甲は、福岡県漁業者から甲の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、当該入漁許可申請者のすべてに許可するものとする。
- 2 乙は、山口県漁業者から乙の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、当該入漁許可申請者のすべてに許可するものとする。
- 3 甲及び乙は、前2項に定める入漁の許可をするときは、自県船に対する許可とくらべ不利益な規制等は加えないものとする。

（協定の有効期間）

第2条 この協定は、周防灘3県協定の効力が生ずる令和4年4月1日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。

令和 年 月 日

甲 山口県知事 村岡 嗣 政

乙 福岡県知事 服 部 誠太郎

いかす網（いかかご）漁業の入漁に関する了解事項（案）

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定に関連して協議されたいかす網（いかかご）漁業について、次のとおり了解する。

福岡県から山口県漁場（共同漁業権漁場）に入漁するいかす網（いかかご）漁業については、従来の実績を尊重して処理するものとする。

令和 年 月 日

山口県農林水産部水産振興課長 中 村 圭 吾

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 中 原 亨

漁業取締りに関する覚書 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>漁業取締りに関する覚書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共通海域における漁業取締りに関する覚書については、次の各号のとおりとする。 なお、3 県が従来行ってきた取締り権限の範囲については、周防灘3 県協定の締結により変更を生じないものとする。</p> <p>(1) 法律及び省令違反((2) 及び (3) に掲げるものを除く。) について は、違反者の所属都道府県を問わず、3 県いずれの県も取締りを行うものとする。ただし、漁業法(以下「法」という。) 第58 条において読み替えて準用する法第44 条違反及び法第47 条違反については、当該違反者の属する県が取締りを行うものとする。</p> <p>(2) 法第131 条第1 項違反については、停泊等の命令を発出した県及び違反者の属する県が取締りを行うものとする。</p> <p>(3) 3 県の海区漁業調整委員会指示及び周防灘三県連合海区漁業調整委員会指示に係る法第120 条第1 項違反については、知事の命令を出した県が取締りを行うものとする。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>漁業取締りに関する覚書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共通海域における漁業取締りに関する覚書については、次の各号のとおりとする。 なお、3 県が従来行ってきた取締り権限の範囲については、周防灘3 県協定の締結により変更を生じないものとする。</p> <p>(1) 法律及び省令違反((2) 及び (3) に掲げるものを除く。) について は、違反者の所属都道府県を問わず、3 県いずれの県も取締りを行うものとする。ただし、3 県の海区漁業調整委員会指示及び周防灘三県連合海区漁業調整委員会指示に係る漁業法第67 条第1 項違反については、知事の命令を出した県が取締りを行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 各県漁業調整規則違反については、各県は違反者が自県内及び3 県以外に属するものに限り取締りを行うものとし、この場合においては、違反現認し</p>

<p>た県の漁業調整規則を適用するものとする。ただし、3県以外に属するものに対して3県のいずれかの県が当該違反に係る漁業に関して許可証等の発給を行っている場合は、その県が自県の漁業調整規則を適用し処理するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 周防灘三県連合海区漁業調整委員会指示に従わない者に対する<u>漁業法第67条第11項</u>による知事の命令については、各々の知事が行うものとする。ただし、命令の内容は同一のものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 この覚書は、<u>周防灘3県協定の効力が生ずる令和2年4月1日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。</u></p>	<p>(5) (略)</p> <p>3 周防灘三県連合海区漁業調整委員会指示に従わない者に対する<u>法第120条第11項</u>による知事の命令については、各々の知事が行うものとする。ただし、命令の内容は同一のものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 この覚書は、<u>令和2年12月1日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。</u></p>
--	---

行政処分に関する覚書 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>行政処分に関する覚書</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 行政処分の実施は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 3 県内に属する者の違反に係る行政処分については、当該違反者の属する県が行う。</p> <p>(2) 3 県内に属さない者の違反に係る行政処分については、検挙した県が行う。</p> <p>(3) 3 県以外の取締機関が 3 県内に属さない者を検挙したものについては、3 県が協議した上で行政処分を行う県を決定するものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>行政処分に関する覚書</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 行政処分の実施は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 3 県内に属する者の違反に係る行政処分については、当該違反者の属する県が行う。</p> <p>(2) 3 県内に属さない者の違反に係る行政処分については、検挙した県が行う。</p> <p>(3) 3 県以外の取締機関が 3 県内に属さない者を検挙したものについては、3 県が協議した上で行政処分を行う県を決定するものとする。</p> <p>(4) 上記 (1) ～ (3) により行政処分を行うことが困難な場合は、3 県が協議した上で<small>小型機船底びき網漁業取締規則 (昭和 27 年農林省令第 6 号)</small>に基づき行政処分を水産庁に依頼するものとする。</p>

小型機船底びき網（手繰第三種けた網）漁業許可方針

1. 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

許可する船舶等の数の上限	住所要件
なし	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡 苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上 町、同吉富町

(2) 船舶の総トン数

5トン未満

(3) 推進機関の馬力数

4.8 kW（調整15）以下

(4) 操業区域

周防灘三県漁業協定書第4条に規定された福岡県知事の管轄海域（以下「管轄海域」という。）及び共通海域（以下「共通海域」という。）

(5) 漁業時期

1) 管轄海域

11月8日から翌年3月15日まで

2) 共通海域

11月10日から翌年4月20日まで

ただし、周防灘三県漁業協定第8条による海域については、11月10日から翌年3月18日まで

(6) 漁業を営む者の資格

小型機船底びき網（手繰第二種えびこぎ網）漁業の許可を受有している者

2. 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、福岡県豊前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3. 条件

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

小型機船底びき網（手繰第三種けた網）漁業

参考図 *漁業時期：11月8（10）日から翌年3月15日（4月20日）まで



第42回瀬戸内海広域漁業調整委員会 議事次第

日時：令和3年8月11日（水）午後2時から
場所：神戸地方合同庁舎 3階 第6共用会議室
（神戸市中央区海岸通29）

*委員は情報通信機器を活用し出席

1. 開会

2. 挨拶

3. 議題

- (1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- (2) その他

4. 閉会

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による遊漁のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限について

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和3年3月に発出された瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第38号に基づき、令和3年6月1日から、以下を義務付けた。
 - ① 30キロ未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30キロ以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
- (2) 令和3年6月1日以降、特に日本海においては、くろまぐろを対象とした遊漁が盛期を迎え、当初想定していた水準を大幅に上回る数量となり、このままの水準で推移すれば、漁業者を含めたくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれが生じた。（6月1日～16日の採捕量：10.8トン、令和2年の調査結果：年間10.2トン、国の留保：81.7トン（うち50トン程度は漁業における突発的な漁獲の積み上がりへの備え、10トン程度は試験研究等による漁獲への充当分として必要。））
- (3) このため、6月17日に令和3年12月末までの期間、日本海・九州西海区において、くろまぐろを目的とした遊漁を控えるよう、水産庁から都道府県や遊漁団体に対して関係者への指導に係る協力を要請したところであるが、今後、協力要請では歯止めが効かず、さらに遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が高水準で推移すれば（6月末時点の採捕量14.7トン）、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すこととなる。
- (4) 以上のことから、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示を発出するとともに、委員会指示に違反した者への対応方針を定めるもの。

2. 委員会指示第39号（案）の概要

(1) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

委員会会長は、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

遊漁者は、公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。

(2) 指示の有効期間

この指示の有効期間は、委員会指示第38号の有効期間である令和4年5月31日までとする。

3. 指示に違反した者への対応方針

委員会指示第38号の2及び3並びにこの指示の2の(2)に違反した者への対応方針について別に定めるものとする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十九号 (案)

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年八月十一日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろ (大型魚) の採捕の制限に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「瀬戸内海」 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第五十二条第二項及び漁業法施行令 (昭和二十五年政令第三十号) 第十六条に規定する瀬戸内海をいう。

(3) 「くろまぐろ (大型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ (大型魚) の採捕の制限

(1) 瀬戸内海広域漁業調整委員会会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ (大型魚) の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくろまぐろ (大型魚) の採捕を禁止する旨、公示する。

(2) 遊漁者は、(1)の公示により、くろまぐろ (大型魚) の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ (大型魚) を採捕してはならない。くろまぐろ (大型魚) を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年八月十一日から令和四年五月三十一日までとする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第38号及び第39号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和3年8月11日

瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第38号及び第39号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

(1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、速やかに事務局として瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。

*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。

(2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応方針

(1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の委員会の対応方針は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応
① 委員会指示に従わず遊漁者がくろまぐろを採捕した場合又は意図せず採捕して直ちに海中に放流しなかった場合	・漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。
② 遊漁者がくろまぐろ（大型魚）を採捕したにもかかわらず報告しなかった場合	・漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

(2) 裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十二条第二項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月二十四日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。

(3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告

遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

(1) 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主た

る事務所の所在地)、電話番号及び電子メールアドレス

- (2) 採捕したくろまぐろ (大型魚) の尾数及び総重量
- (3) 採捕したくろまぐろ (大型魚) を陸揚げした日
- (4) 採捕した海域

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第一号

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十九号 2(1)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和三年八月二十日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井一郎

令和三年八月二十一日から令和四年五月三十一日まで